

## Ⅶ. 造 船

### (1) 造船所数

令和5年3月31日現在

区分 県(管轄支局・事務所)	造船法許可 造船所	小型船造船 業法登録 造船所	造船法届出 造船所	合 計
愛 知 県 ( 本 局 )	1 (1)	18 (17)	14 (12)	33 (30)
静 岡 県	7 (7)	10 (9)	1 (1)	18 (17)
( 静 岡 運 輸 支 局 )	4 (4)	5 (4)	1 (1)	10 (9)
( 下 田 海 事 事 務 所 )	3 (3)	5 (5)	0 (0)	8 (8)
三 重 県	8 (6)	23 (22)	15 (14)	46 (42)
( 三 重 運 輸 支 局 )	3 (2)	1 (0)	4 (4)	8 (6)
( 鳥 羽 海 事 事 務 所 )	5 (4)	22 (22)	11 (10)	38 (36)
福 井 県 ( 福 井 運 輸 支 局 )	0 (0)	4 (3)	2 (2)	6 (5)
管 内 計	16 (14)	55 (51)	32 (29)	103 (94)

注 (1) ( )内は、中部管内に本社を持つ造船事業者数を示す。

(2) 造船事業者数は、重複(一つの支局・事務所管轄内に複数の造船所を有するもの、或いは管轄を跨いで造船所を有するもの)を考慮しているため造船所数と異なる。

(3) 静岡県のうち静岡運輸支局の管轄は沼津市以西、下田海事事務所の管轄は伊豆市以東。

(4) 三重県のうち三重運輸支局の管轄は松坂市以北、鳥羽海事事務所の管轄は明和町以南。

### 造船法・小型船造船業法区分

		20G/T未満かつ 15m未満	20G/T以上又は 15m以上	500G/T以上又は 50m以上
鋼 船	ドック又は引揚船台		小型船造船業法登録	造船法許可
	その他	造船法第5条届出		
木 船	ドック又は引揚船台	/	小型船造船業法登録	
	その他		造船法第5条届出	
FRP・軽合金	ドック又は引揚船台	/	造船法第5条届出	
	その他		造船法第5条届出	

※ 「船の長さ」=「登録長」とは「上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長」をいう。(船舶法施行細則第12条ノ1の六)